

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p>	<p>第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p>
<p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び申立先税関（差止申立てが提出された税関をいう。以下同じ。）の本関知的財産調査官（本関に設置された知的財産調査官をいう。以下同じ。）は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書及び経済産業大臣認定書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2～14 （省略）</p>	<p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び申立先税関（差止申立てが提出された税関をいう。以下同じ。）の本関知的財産調査官（本関に設置された知的財産調査官をいう。以下同じ。）は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>2～14 （同左）</p>
<p>第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い</p>	<p>第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い</p>
<p>認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1～8 （省略）</p> <p>9 専門委員意見</p> <p>(1) 専門委員の意見</p> <p>専門委員は、税関から送付された「認定手続における専門委員意見照会書」その他の資料（意見聴取の場が開催された場合には、その際の当事者の意見等を含む。）に基づいて、税関に対し意見を述べるものとする。</p>	<p>認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1～8 （同左）</p> <p>9 専門委員意見</p> <p>(1) 専門委員の意見</p> <p>イ 専門委員は、税関から送付された「認定手続における専門委員意見照会書」その他の資料（意見聴取の場が開催された場合には、その際の当事者の意見等を含む。）に基づいて、税関に対し意見を述べるものとする。</p> <p><u>ロ 意見聴取の場が設けられた場合には、専門委員は意見聴取の場において当事者同席の下、口頭で意見を述べるものとする。ただし、上記8(1)の補足意見が出される場合には、事後的に意見を述</u></p>

新旧対照表

別紙 3

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>10 侵害物品に該当するか否かの認定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 認定結果の通知</p> <p>当事者に対する認定結果の通知は、関税法基本通達 69 の 12-1-8 に基づき行うものとする。また、対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、専門委員の意見の概要を口頭で当事者に通知するものとする。</p> <p>11 及び 12 (省略)</p> <p>第 3 章 輸出取締りに係る専門委員制度の運用等</p> <p>(省略)</p>	<p><u>べることとする。</u></p> <p><u>(注) 口頭で述べられた専門委員の意見については、後日、税関において整理しておくものとする。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>10 侵害物品に該当するか否かの認定</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 認定結果の通知</p> <p>当事者に対する認定結果の通知は、関税法基本通達 69 の 12-1-8 に基づき行うものとする。また、<u>意見聴取の場を開催しなかった場合又は意見聴取の場に当事者が出席しなかった場合は、対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、専門委員の意見の概要を口頭で当事者に通知するものとする。</u></p> <p>11 及び 12 (同左)</p> <p>第 3 章 輸出取締りに係る専門委員制度の運用等</p> <p>(同左)</p>